

株式会社リミックスポイント  
定 款

平成16年3月12日 設立  
平成16年9月29日 改訂  
平成17年6月30日 改訂  
平成18年3月17日 改訂  
平成18年6月28日 改訂  
平成19年6月27日 改訂  
平成20年6月26日 改訂  
平成21年6月30日 改訂  
平成22年6月29日 改訂  
平成23年6月29日 改訂  
平成25年6月27日 改訂  
平成25年10月1日 改訂  
平成26年6月27日 改訂  
平成27年6月26日 改訂  
平成27年8月1日 改訂  
平成28年6月29日 改訂  
平成29年6月29日 改訂  
平成30年6月28日 改訂  
令和2年6月26日 改訂

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社リミックスポイントと称し、英文ではRemixpoint, inc.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. IT(情報技術)システムの企画、設計、開発、構築、販売、賃貸、保守、管理及びコンサルティング並びに輸出入
2. コンテンツの企画、開発、製作、販売及びコンサルティング
3. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
4. 電気通信事業
5. 通信システムによる情報・画像・映像・楽曲の収集、配信、処理及び販売
6. 音声・映像のソフトウェアの企画、制作、販売、賃貸並びに輸出入
7. インターネットサイトの運営及び管理
8. 電気通信設備、コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、保守、管理並びに輸出入
9. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、商品化権及び技術的知識(ノウハウ)等の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
10. キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの)の企画、開発並びにタレント、モデル、アーティスト、スポーツ選手、文化人等のマネジメント、肖像権管理
11. インターネット等の通信ネットワークにおける暗号技術を用いた当事者の登録・認証及び通信情報の認証に関わる業務
12. コールセンター及びデータセンターの企画、代行、運営、管理及びコンサルティング

13. 労働者派遣事業
14. 省エネルギー対策、新エネルギーに関するリサーチ及びコンサルティング
15. 省エネルギー対策その他エネルギー管理に係るシステム・機器・設備の企画、開発、製造、販売、設置、施工、管理、保守並びに輸出入
16. 蓄電池設備機器、発電機器の開発・製造、輸出入、販売及び設置・保守並びにこれらに関するコンサルティング
17. 環境設備、防災・安全関連設備機器の販売及び設置・保守並びにこれらに関するコンサルティング
18. 発電事業、並びに電力売買等、電気、熱等のエネルギー供給の取引に関する事業
19. 電力・石油・ガス・排出権等のエネルギー関連商品の売買、デリバティブ取引、並びにその仲介
20. 電力需給管理及びこれに附隨する業務の請負、代行及びコンサルティング
21. 太陽光、水力、風力、バイオマス、火力、地熱等を利用した発電事業に対する投資及び管理運営
22. 自動車及び自動車部品の買取、販売、仲介、輸出入
23. 建築・土木工事の設計、施工、請負、監理及びコンサルティング
24. 建築資材、塗料、木材、金物、工具、住宅設備機器の販売及び輸出入
25. ホテル、旅館その他宿泊施設の経営、運営、管理及び経営指導
26. 飲食業、食品販売業並びに酒類販売業
27. 化粧品、美容用品、医薬部外品、健康食品、日用品雑貨、衣料品、服飾雑貨等の企画、開発、販売、製造、販売及び輸出入並びに通信販売
28. 旅行業法に基づく宣伝広告及び旅行代理業
29. 倉庫業
30. 教育及び研修に関する事業
31. 教育に関する教材、器具、機器、文具、コンテンツ及び出版物の企画、開発、制作、編集、出版及び販売
32. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、施設サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業
33. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

34. 納食及び給食管理事業
35. 健康管理及び健康増進に関する情報提供及びコンサルティング
36. スポーツ施設、フィットネスクラブの経営、運営、管理及び指導
37. レジャー施設の経営、運営管理
38. スポーツ施設、フィットネスクラブ、レジャー施設等のレジャーサービス業のライセンスシステムの運営並びに開業支援
39. 金銭の貸借の媒介及び保証、並びに銀行代理業その他金融業
40. 金融商品取引法に基づき行うことのできる金融商品取引業
41. 暗号資産交換業及び暗号資産に関する各種取引
42. 集金代行業及び支払代行業並びに計算事務代行業
43. 電子マネーその他の電子的価値情報(物品、情報又はサービス等の購入、利用若しくは交換に用いることができるもの)及び資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行・販売・管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業に関する一切の業務
44. 資金決済法に基づき行うことのできる業
45. 商品先物取引業その他商品先物取引法に基づき行うことのできる業
46. 広告・宣伝の情報媒体の販売、広告・宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業
47. 他の会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他のこれらに準ずる事業体の株式、持分又はこれらに相当するものを取得・保有することによる当該会社等の事業活動の支配及び管理、並びに当該会社等に対する助言その他の経営指導
48. 不動産の売買、賃貸、仲介、保守、管理、鑑定及びこれらに関するコンサルティング、並びに不動産投資に関するマネジメント及びコンサルティング
49. 不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託への出資及び出資持分の売買、信託受益権の売買・売買の媒介・売買の代理・私募の取扱い、並びに不動産特定共同事業
50. 経営コンサルタント業
51. ビジネスマネジメント構築のプロデュース及びコンサルタント
52. 各種マーケティング業務、販売促進活動に関するコンサルティング並びに顧客管理等の代行業務
53. 経営上必要と認める事業への投資

54. 企業の合併、提携、組織再編、営業権・有価証券の売買に関するコンサルティング、仲介、斡旋
55. 各種イベントの企画、制作、運営、興行及び請負
56. 損害保険代理業
57. その他適法な一切の事業
58. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2.会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社へ提出しなければならない。

#### (議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

- ② 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、10名以内とする。

#### (選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

- ② 前条の決議があつたとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。
- ③ 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中か

ら、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(相談役及び顧問)

第28条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額については、法令の定める額とする。

## 第5章 監査等委員会

### (監査等委員会の招集手続)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。

### (監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときには、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当その他の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
③ 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第12期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。